

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第3 長期使用構造等とするための措置</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 維持管理・更新の容易性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる基準に適合すること。ただし、共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあつては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4-2(3)イ⑦及び4-3(3)イ①dの基準を適用しない。</p> <p>① 評価方法基準第5の4の4-1(3)の等級3の基準に適合すること。ただし、専用配管のうち、ガス管に係るものを除く。</p> <p>② 評価方法基準第5の4の4-2(3)の等級3の基準に適合すること。ただし、共用配管のうち、ガス管に係るものを除く。</p> <p>③ 評価方法基準第5の4の4-3(3)イの等級3の基準に適合すること。</p> <p>5. ・6. (略)</p> | <p>第3 長期使用構造等とするための措置</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 維持管理・更新の容易性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる基準に適合すること。ただし、共用配管について、<u>区画された堅穴であるパイプスペース内に設置されており、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合</u>にあつては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4-2(3)イ⑦及び4-3(3)イ①dの基準を適用しない。</p> <p>① 評価方法基準第5の4の4-1(3)の等級3の基準に適合すること。ただし、専用配管のうち、ガス管に係るものを除く。</p> <p>② 評価方法基準第5の4の4-2(3)の等級3の基準に適合すること。ただし、共用配管のうち、ガス管に係るものを除く。</p> <p>③ 評価方法基準第5の4の4-3(3)イの等級3の基準に適合すること。</p> <p>5. ・6. (略)</p> |